

## 返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用された求職者が、明らかに求職者の責による解雇、または自己都合による退職をした場合、求人者が当社に支払った紹介手数料の一部を以下のとおり求人者に返還する。

1. 入社日から起算して1ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の50%
2. 入社日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の30%

ただし、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職の場合は適用を除外するものとする。

株式会社ライフサイズ  
代表取締役 植田将嗣